

# 松戸市教育委員会会議録

平成24年3月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

平成24年3月定例会

開会	平成24年2月23日(木) 14時00分	閉会	平成24年2月23日(木) 16時25分	
署名委員	委員長 關 英昭	委員	瀧田 泰子	
出席委員 氏名	委員長 關 英昭	○	委員 八田 賢明	○
	委員長職務代理者 川村 絹慧	○	委員 山田 達郎	○
	委員 瀧田 泰子	○	教育長 山根 恭平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 3 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21	教育研究所長	鈴木 三保
2	学校教育担当部長	西山 雅夫	22	〃 補佐	加藤 朋尚
3	生涯学習本部審議監	張ヶ谷 和年	23		
4	企画管理室長	平林 大介	24		
5	〃 参事補	山口 明	25		
6	〃 専門監	高橋 昌之	26		
7	〃 補佐	渡部 光洋	27		
8	〃 主幹	堀内 文江	28		
9	〃 主査	上村 英輝	29		
10	〃 主査	小宮 光生	30		
11	社会教育課長	櫻井 茂	31		
12	〃 補佐	中村 伸夫	32		
13	公民館長	須田 昌彦	33		
14	学務課長	泉澤 導男	34		
15	〃 補佐	久保木 晃一	35		
16	〃 補佐	山本 正美	36		
17	〃 主幹	鈴木 敏雄	37		
18	〃 指導主事	青山 守行	38		
19	保健体育課長	加藤 博之	39		
20	〃 専門監 (学校給食担当室長)	伊藤 隆志	40		

## 平成24年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年2月23日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

### 3 議 題

#### (1) 議 案

① 議案第8号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について (学務課)

② 議案第9号

松戸市立林間学園条例施行規則を廃止する規則の制定について (学務課)

③ 議案第10号

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について (学務課)

④ 議案第11号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課)

⑤ 議案第12号

平成24年度教育施策基本方針について (企画管理室)

### 4 その他

◎開 会

**委員長** それでは、ただいまから平成24年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日は八田委員が都合により今のところ出席しておりません。後ほど到着される予定です。私及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の2の規定によりまして、本会議は成立しております。

---

◎会議録署名委員の指名

**委員長** それでは、開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員、お願いします。

---

◎議案の提出

**委員長** 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案5件となっております。

---

◎議案第8号

**委員長** 初めに、議案第8号「松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。ご説明願います。

**学務課長** それでは、議案第8号「松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本提案は、さきに上げました条例の中に副校長、主幹教諭を加えるための提案でございます。

千葉県は、人事院勧告により、高等学校等においても小中学校教員給与表を基本とする共通の給料表を導入するよう準備を進めております。それに伴いまして、松戸市においても同様の改定の準備が進められているところです。千葉県の給料表には副校長、主幹教諭が位置づけられておりますので、この給料表を市立高校に導入するこの機会に条例の改正を行うものでございます。

なお、ご承知のとおり、小中学校には一部副校長、主幹教諭が配置されておりますが、市立高校においては現在のところ新設する予定はございませんが、今後の市立高校のあり方も見据えて改正を行うものでございます。

具体的には、松戸市一般職の職員の給与に関する条例第20条の5第3項に副校長、主幹教諭を加える、別表第5に同様に加えること、松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の第2条に副校長、主幹教諭を加えるというものでございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**委員長** ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

主幹教諭というその職務の内容と権限について教えていただけますか。

**学務課長** まず副校長、主幹教諭につきましては、学校教育法の37条に規定されております。

副校長につきましては、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるということになっております。校長の補佐役であることは教頭と変わりはありませんが、校長の命を受けて職務の代理代行権を持ちまして、言ってみれば教頭の上司に当たるということになっております。

あわせて、主幹教諭につきましては、校長、教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどると規定されております。校長、教頭を助けて、ほかの教諭に指示あるいは指導、校務の整理を行って学校運営の円滑な遂行に寄与するというものであるというふうに考えております。

**委員長** ありがとうございます。

**川村委員** 今の件については学務課長が37条に基づいて説明があったと思いますが、市立松戸高校は24年度副校長と主幹教諭については、予定されていないということですね。

**学務課長** はい。

**川村委員** 参考までに聞かせていただきたいんですが、松戸の小中学校の公立学校においては、今、副校長と主幹教諭というのはどのくらい、副校長は1名だと思うんですけども、主幹教諭は64校の中で何人ぐらい今いらっしゃるのでしょうか。

**学務課長** 今、委員さんご指摘のとおり、副校長につきましては第一中学校に1名配置されております。主幹教諭につきましては、中学校は第一中学校と第四中学校、小学校につきましては根木内小学校に配置されております。平成24年度からは柿ノ木台小学校にも1名配置される予定になっております。

よって、平成24年度につきましては、中学校、小学校とも2名ずつの4名ということになります。

**川村委員** わかりました。ありがとうございます。

**委員長** もう一つ言葉として助教諭の職務は何ですか。教諭を助けるわけですか。

**学務課長** はい、そうです。例えば小学校でいきますと、小学校の免許状は持っていないんですが、中学校の免許状を持っていて、それが小学校に配置された場合、助教諭になることが多かったようです。現在は、助教諭として配置していないようです。

**委員長** 逆の場合も。

**学務課長** 逆の場合は、ちょっと事例的には見たことがないんですが。

**委員長** そうすると、中学校から高校はどうですか。今、人事交流やっていますよね。という意味では、中学から高校へ行く、又は高校から中学へ来るといったこともありますよね。その場合も助教諭ですか。

**学務課長** その場合は皆さん教諭の資格をお持ちですので。

**委員長** 例えば高校の英語の免許を持っているとすると、中学も同時に担任できますか。

**学務課長** 中学校と高校の免許は両方お持ちの方がほとんどでございます、教科につきましては。ただ、小学校につきましては小学校課程が必要ですので、それはまた別の話になってまいります。

**山田委員** よろしいですか。そうすると、中学の先生やっていた方が小学校の教頭先生になる、管理職になるような場合は、これはまた別なんですね。免許を持っていらっしゃるから、そうなる。

**学務課長** それは必ずしも免許は必要にはなりません。

**山田委員** 直接教えないから。

**学務課長** いや、ただ教える場合は当然の話、必要になりますので、そうした場合は県のほうに臨時免許という形で申請をいたします。臨時免許につきましては、有効期間3年ということになっております。

**委員長** こういうことは我々になじみがないものですから教えていただきました。ありがとうございました。

形式的な書類上の整備でありますので、中身としては問題ないと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第8号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第8号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第9号

**委員長** 次に、議案第9号です。松戸市立林間学園条例施行規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。

ご説明願います。

**学務課長** 議案第9号「松戸市立林間学園条例施行規則を廃止する規則の制定について」ご説明いたします。

11月の本教育委員会会議、12月の議会において、松戸市立林間学園条例の廃止が可決されました。それに伴いまして、当条例の施行に関する必要事項を定める規則、本規則を廃止するための規則の制定を提案するものでございます。

なお、廃止する規則は松戸市立林間学園条例を廃止する条例と同様、平成24年4月1日から施行になります。

以上です。

**委員長** ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論入ります。

この点については特にご異存はないと思います。せっかくですからこの林間学園がどのくらい利用されたかということをお聞きしたいと思います。トータルです。開設してから終了するまで松戸市の施設としてどのくらい利用されてきたのか。いろいろな意味での教育効果はあったと思います。何年間で、どのくらい使用していただいたかということをお教えてください。

**学務課長** 大変申しわけございません。延べの形で出してないものですから、今ここで、すぐお答えすることはできませんので、調べまして、またご報告させていただきます。

**委員長** はい、わかりました。

特に何かございますか。

(「なし」の声あり)

**委員長** それでは、議案第9号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号

**委員長** 次に、議案第10号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

お願いします。

**学務課長** 議案第10号について、ご説明いたします。

改正点は2点ございます。

初めに、別表の第1です。紙敷の一部地区につきまして字の区域及び名称の変更が平成24年2月24日付で告示され、同月25日に効力発生日となることから、参考資料の新旧対照表にありますように、東部小学校及び第五中学校の通学区域に東松戸一丁目から東松戸四丁目を加え、改正いたします。

なお、この一部改正は紙敷地区町名地番変更の効力の発生日と同日の平成24年2月25日から施行いたします。

これが1点でございます。

もう1点、別表2にありますように、平成24年度より新たに市内全域を通学区域とする情緒障害特別支援学級を北部小学校及び新松戸南小学校に新設されることになりました。そのことに伴いまして、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令を制定するものでございます。

ただ、先ほどお話ししましたように、この訓令につきましては、市内全域が通学区域ということでなっておりますので、学区の変更はございません。

なお、この一部改正は平成24年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。

議案第10号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**川村委員** 本当にここ数年、特別教育の推進と校内支援体制の充実を図って取り組んでこられ、努力してくださっているということを実践を通して感じています。1つは、特別支援教員をふやしてくださっているということと、自閉症・情緒障がいの特別支援学級の増設をしてくださっているということでは、評価しています。

最初、通級学級は3校しかなかったんですが、3校から6校になり、6校から13校になり、そして今度15校になったということは画期的な取り組みじゃないかなと、大変期待しております。

**委員長** 本件は議題の中身としては2件あります。1つは、紙敷土地区画整理事業の実施で町名地番変更があったので、それで東部小学校及び第五中学校の通学区域をこのように修正するということです。もう一つは、別表2にありますように北部小学校及び新松戸南小学校に、市内全域通学区域とする自閉症・情緒障害学級を新設するというに関する別表の追加です。いずれも形式的と言えれば形式的ですが、別表2のほうは新たな追加になりますけれども、そのような改正をしたいということになります。

いただいた資料の4ページの図で紙敷地区町名地番整備事業の案内図ということで、紙敷地区の町名がこのような形で区分されるということはわかりました。全く些細なことですが、この地図によると紙敷三丁目ほどの部分になるんですか。赤くされた新しい町名はわかったんですが、もともとあった紙敷三丁目というのは残るんですか。

**学務課長** 東松戸一丁目の東側といいますか、市立高校のあたりが紙敷三丁目となります。

**委員長** 紙敷三丁目という地名番地は残るわけですから、どこの部分が残って、どこの部分がかわるのかを知りたかったのが質問の趣旨です。わかりました。

**瀧田委員** ちょっと教えていただきたいんですけども、自閉症・情緒障害学級は15校になったということで、きめの細かい指導が行われるのかと思いますが、この実態がどうも私たちの中に余り複雑過ぎて、はっきりインプットされないと思っています。

それというのは、要するに通常は普通学級に通い、席もあり、支援学級の活動の時は設置されているところの子供はそのまま支援学級に行き、設置されていないところの子供は、設置されている学校へ通級するという形と理解します。支援学級の発表会とか、運動会とか、普通学級とは別個に活動がありますよね。そこで発表している子供たちは、普段は普通学級の中で勉強しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

実態がはっきり見えてこなくて、いろいろな学級があるのはわかるんですが、どういう時間帯に普通学級の子どもとして生活し、どういうときに支援学級の教育を受けているかということが明確にわかるようにしていただきたいと思うんですけれども。

**教育研究所長** 今のお尋ねの件は、この前の学芸発表会の件も含めてかと思います。

1つは、自閉症情緒学級の中には通級教室と、それから固定学級と両方ございます。固定学級のほうは籍がその学級にございます。ですから、主にその学級で勉強していて、親学級というんですけれども、そちらと交流教育ということで計画的に何回か交流をしております。それが固定のほうでございます。

それから、通級指導教室と申しますのは、もともと自分たちの学級がございまして、そこからその子の程度によって、大体週1回1日程度、大体週1回通級しています。ただ学校によっては、自分の学校にその教室がある場合は、事情によって2回となる場合もございます。そこに通って、その子のニーズに応じた教育を受けていると、そういうことでございます。

この前、発表会がございました。あの子どもたちの発表会につきましては、通級はございません。全部固定で持っております。ですから、その学級で、いつも生活していますので、例えば発表についても、大きなテーマがございまして、そのテーマにのっとり、自分たちの学級で、こういった発表をするということで練習をして、あの場に出てくるわけでございます。

**瀧田委員** そうですか。そうすると、発表の時の学級の区分の中に入るお子さんと、それから別の枠でそういう障がいのあるお子さんたちの支援学級の別の枠があるということですね。

**教育研究所長** 先ほど申しましたのは、発表会のほうは知的学級、知的障害特別支援学級のほうでございまして、先ほど委員のご指摘があったのは自閉症・情緒のほうの通級と固定のことだということで、ちょっとジャンルが違います。

**瀧田委員** それと一緒に学習することはないですか。

**教育研究所長** 一緒になるということはありません。中に症状として複合的にあらわれている子がいますけれども、知的の場合は知的の学級ということで、そちらのほうに通っております。

**瀧田委員** 少し実際の現実の子どもたちはどこに属するかということがわからないと、名称だけで私たちが理解しても、実態が見えにくい部分があります。個々にご案内いただくので、その都度お子さんたちの学習実態がはっきりわからなかったのですが、そうすると今回の場合自閉症・情緒学級なので、普通の学校の中に皆さん在籍ということですね。

**教育研究所長** はい、そのとおりでございます。

**瀧田委員** ありがとうございます。

**学務課長** ちなみに特別支援につきましては今、知的と情緒がございましたけれども、市内にはそのほかに難聴、病弱、弱視、言語、こういう種類の特別支援学級がございます。

**瀧田委員** それはまだそんなにたくさんの学級はないのですね。1つずつが独立して、どここの学校には難聴があるとか明示して御説明していただくと良いですね。

**学務課長** 難聴につきましては一中と中部小学校、弱視につきましては中部小学校、それから病弱につきましては市立松戸病院がございますので、上本郷小学校と第六中学校、言語につきましては市内幾つかの学校にあります。

**瀧田委員** 障がいが細かく分類されているから大事なことだと思いますけれども、私たちが細かく正確に把握しにくいものですから聞かせていただきました。また、お聞きすることもあるかと思いますが、そのたびに教えてください。

**委員長** それでは、別表第1に関する学区の通学区域の整備に関する表、これについては、よろしゅうございますね。別表2のほうの自閉症・情緒障害学級についての変更、これもよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

**委員長** それでは、議案第10号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第11号

**委員長** 次に、議案第11号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

**学務課長** 議案第11号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づきまして、多年にわたり校長あるいは教頭として松戸市の教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

表彰該当の校長、教頭は2ページをごらんいただきたいと思います。

矢切小学校、池田稔校長、高木小学校、竹中良子校長、常磐平第一小学校、神明由美子校長、松ヶ丘小学校、久我久義校長、八ヶ崎第二小学校、宮崎隆治校長、松飛台第二小学校、常磐廣行校長、新松戸西小学校、飯尾尚校長、第一中学校、相澤勝夫校長、第二中学校、佐々木泰彦校長、第六中学校、海野達也校長、常磐平中学校、竹内光生校長、古ヶ崎小学校、深代桂介教頭、南部小学校、中嶋田鶴子教頭。以上、校長11名、教頭2名、合計13名の管理職の先生方に表彰状を贈呈するものでございます。

3ページから15ページにわたりまして、各表彰される先生方の推薦調書を載せてございます。人数が多い関係で個々の先生方の説明は省略させていただきますけれども、ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

**委員長** ありがとうございます。

議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**瀧田委員** 13名の先生方、本当にご苦労さまだったと思いますけれども、皆様、全部先生方ご定年ご退職なんではないですか。

**学務課長** 13名中12名につきましては定年退職となっております。南部小学校、中嶋田鶴子教頭につきましては、勸奨退職という形になっております。

**瀧田委員** 最近の傾向としては、やはりご定年までお勤めになる先生の数が多いのでしょうか。

**学務課長** 管理職につきましては、多くの場合、定年までお勤めいただいています。

**瀧田委員** 一般の教員はいかがですか。

**学務課長** 一般教員につきましては、もちろん定年までお勤めいただく方も、多いんですけれども、管理職等に比べると圧倒的に定年前におやめになるという方もいらっしゃるのが現状です。

**川村委員** 今お話聞いて、教頭の中嶋先生が勸奨によって退職ということですが、私たち女性の立場からは本当に頑張ってもらいたいという思いはすごく強くあります。今、千葉県も全国で47都道府県の中でも30番代後半ぐらいです。松戸は本当によく女性を登用してくださって、ありがたいんですが、何かこういうふうにして勸奨で辞めていくというのは、ちょっと寂しいなと思いました。感想です。

**委員長** ちなみに、ことし定年等でおやめになる先生は全体でどのくらいになりますか。

**学務課長** 87というふう聞いております。

**委員長** 87名。教育長、これだけの先生がおやめになっても、教育上は特に差し支えないもの

ですか。

**教育長** その分、若い人が入ってきますので……

**委員長** 多いな、という印象を受けました。

**学務課長** 例えば定年退職をされる先生方も、一応定年退職はされますが、再任用という形でお残りになられる先生も多いのが現状です。

**委員長** そうですか。先ほどの87名というのは、この13名の管理職でおやめになる先生の人数も含めた人数ですか。

**学務課長** 含んでおります。

**委員長** 含んでいるという理解でいいですね。それで内訳をお聞きしたいんですが、87名のうち定年でおやめになる方と、定年前でおやめになる方のその人数はわかりますか。

**学務課長** 正式な形の数字は今ここで持っていなくて申しわけないです。先ほど87名というふうに申しましたのは、あくまで定年という形の先生方ですので、定年前の勸奨等も含めると100数名の形ではおやめになることになります。

**委員長** そうですか。

**学務課長** 正式な数をまた調べてご報告させていただきます。

**委員長** はい、わかりました。

**教育長** ちょっと話戻っちゃいますけれども、林間のほうは多分延べ22、3万人は最低行っているかと思えます、45年間で。

**瀧田委員** 土地は松戸市の土地じゃないんですよね。

**教育長** もともと松戸の土地じゃないので、まだ壊していませんが。

**委員長** よろしゅうございますか。

それでは、議案第11号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第11号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第12号

**委員長** 次に、議案第12号「平成24年度教育施策基本構想について」を議題といたします。  
ご説明願います。

**企画管理室参事補** それでは、私のほうから平成24年度の教育施策の重点についてご説明を申し上げます。

なお、社会教育部門につきましては社会教育課長が引き続きこの後、説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、ご存じのように教育に関するアウトカムとなると、なかなか指標づくりが難しいと言われております。実践と成果の因果関係がなかなか特定できずに、またその効果も数年または10数年経過してあらわれるような特質がございます。しかし、それでもどれだけ成果・効果が上がったのかの視点で施策をチェックしていくことは、新たな改善を図る上では重要な実務ではないかなととらえているところでございます。

それでは、順次、学校教育部門の重点から説明させていただきます。

重点の1でございます。「できるからやる」「やるからできる」学習サイクルの推進でございます。

この学習サイクルのもと、各学校ではカリキュラム、教育課程の改善に取り組んでまいりました。具体的には授業時間の弾力的な運用、日課表の工夫であったり、あるいは放課後の時間に特設の学習会などを設定したりしました。その結果、基礎基本の習得の面では確実な向上が見られたところでございます。

しかし、効果ある取り組みも色あせてまいりますし、新たな課題も生まれてまいります。こうした課題に積極的に挑戦する学校に対しては、スタッフを軸にした支援を強化してまいりたいと思っております。

また、「できるからやる」の学習サイクルを支えるために、教職員個々のニーズに合わせた多様な研修を工夫し、職能開発、人材育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上が重点の1でございます。

重点の2、言語活用科を軸にした小中一貫カリキュラムの促進でございます。

ご案内のとおり、英語分野につきましては新たなICT教材が完成して、本市独自の教材がすべてそろったこととなります。その活用をさらに工夫してまいりたいと思っております。さらに、教育課程特例校の強みを生かして、文字や発音、それから書くこと、ライティングにも力を注ぎ、中学校との接続なども重視しながら本市独自の政策を進め、他市との差別化を図ってまいりたいと考えております。

それから、日本語分野についても、現場では積極的な取り組み、工夫が見られるところで

ございます。その取り組みを支援してまいりたいと思います。

また、本年度実施した若手教員らによる言語活動プログラムの研究、これは非常に大きな成果を得ることができました。このような成果を踏まえて、次年度は小中連携による英語、言語の研究を幾つかの中学校区をモデルに展開してまいりたいと考えております。

次に、重点の3でございます。子どもの成長・自立を図る特別支援教育の推進でございます。

特別支援教育につきましては、特別支援教育の支援員を12名から16名に増員する予定でございます。また、看護師も1名から3名に増員いたします。あわせて、先ほどご紹介ありましたが、自閉症・情緒障害の特別支援学級を2つの小学校で開設して、学校への支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

さらに、引き続き個々の子供の状況に応じた個別の指導計画の充実、またカリキュラムの改善などにも取り組んで指導体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、いじめ、不登校対策についてでございますけれども、学校及び市教委を含めた相談機能、それから適応指導を充実させてまいりたいと思います。いじめ等人間関係づくり等に関しましては、Q-U調査を20年度から始めておりますが、かなり成果が出てきております。これを次年度からは隔年で行われていたものを毎年、小5、中1のすべての学級で行い、学級経営、生徒指導にうまく活用していけるようにしてまいりたいと考えております。

重点の4番目、学力を下支えする安全・安心な学校づくりの推進でございます。

学校の耐震化工事につきましては、体育館は本年度で完了いたしました。次年度からは校舎の耐震工事に向けて、27年度を目標に集中的に実施していく予定でございます。そのほかにもインフルエンザやアレルギー問題、さらに突発的な事件・事故等、学校が対応すべき課題は非常に多いのが現状でございます。QC的な手法の習得による問題解決の向上とともに、熱中症対策として次年度は各学校に冷蔵庫を配備していく予定でございます。

また、被ばく問題は喫緊の課題ではございますけれども、息の長い取り組みになります。被ばく量の低減と教育活動の向上を図るためにも、戦略的な対策を順次講じてまいりたいと思います。

重点の5番目でございます。ICTの活用による校務の合理化と教育環境整備の促進です。

教務支援システムが定着してきております。通知表の作成等では9割以上の学校で作業時間の短縮が見られたとの報告もございます。また、本年度からは新たに、たくさんある機能

のうちに、さらに保健管理機能が加わり、より充実してきております。他市に誇れる本システムを効果的に活用して、さらに事務効率を高めてまいりたいと思います。

また、デジタル教材とかコンテンツの開発などICTの活用の幅をさらに広げてまいりたいと考えております。

それから、(仮称)関台小学校の建設につきましては、本格的な計画段階に入ります。隣接する学校ともども互いに切磋琢磨できるような環境整備とともに、特にソフト面の開発の支援をしてまいりたいと考えております。

重点の6でございます。個性や才能を延ばす魅力ある市立高校の創造です。

市立高校は、運動・文科系部活動の活躍とともに進学実績においても着実な成果が見られるところでございます。また、次年度は耐震、冷房化のめどがついて教育環境が大幅に前進いたします。そこで、本市の教育センター的な役割を果たしている理科とか運動部活動、合唱指導などに関する実技や講習会、これらをさらに促進して、小中学校にそのノウハウを提供していけるようにしていきたいと考えております。

また、今後は学級定数の削減についても本格的な研究をしていきたいと考えております。この部分につきましては言語活動の導入、理系コースの新設、または千葉大の園芸学部とか薬学、看護系大学の進学なども目標にしながら、コース等の充実、さらには本市を支える人材の輩出につながるようにできればと考えているところでございます。

以上、学校教育部門に関する6つの重点でございます。

**社会教育課長** 続きまして、社会教育の分野でございます。4つの重点となります。

はじめに重点の1、家庭ならびに地域の教育力の向上でございますが、1点目、社会教育指導員の増員による家庭教育学級への支援強化です。

この家庭教育につきましては、平成23年度の教育施策方針におきましても、その学習内容や講座の充実ということを掲げて進めてまいりました。また、平成22年、23年度の2か年にかけて、公民館運営審議会におきまして家庭教育学級のあり方について議論を進めていただきました。こうした中から24年度につきましては、現在1名おります家庭教育にかかわる社会教育指導員を増員いたしまして、学習内容の充実にとどまらず、家庭・学校・地域社会との連結のかなめとして配置をしたいというものです。

公民館運営審議会につきましては、この2月14日に答申をいただきまして、その中でも家庭教育学級の改善に向けた対応策、優先的に実施する必要のある対応策、今後の家庭教育学級と家庭教育支援のあり方といった3点が提言をされました。この中でも人的資源の投入が

重要であると指摘をいただいております。それから、家庭教育を推進するチームの必要性と  
いったものが述べられております。

2点目ですが、学校・家庭・地域の相互連携による学校支援地域本部事業の推進でございますが、これまで小金北中学校、また旭町中学校区で試行的に実施をしております。24年度につきましては、新たに牧野原中学校区に設けることを企画をしているところでございます。このように社会教育、学校教育両面からアプローチを行うことで、家庭並びに地域の教育力の向上の推進を図っていききたいというふうに考えております。

次に、重点の2、学習成果を生かす環境の整備でございます。

1点目、アナログ・デジタルネットワークの整備ですが、アナログネットワーク、これは人と人とのつながりをブラッシュアップするという意味合いでございます。市民ばかりではなくて、さまざまな方々との連携の強化、また交流事業を考えております。

また、この連携や交流のツールといたしまして、ここにありますデジタル情報ネットワーク、これは文化ホールに整備をする予定でございます。具体的には社会教育関係団体など自主的な学習活動を行っている団体の活動情報、会員募集などが行える機器を設置し、情報発信をする、またこの情報を、会員になりたいと思っている方々も手軽にこれを取ることができるという形にしたいというふうに思っています。

2点目、事業のアウトカム評価の実施による学習講座内容・系統性の改善でございますが、平成23年度もこういった評価については実施をしておりますけれども、社会教育事業に対しての課題を抽出するというので、講座など学習内容や学習体系が機能しているかなどの改善を図りまして、自己学習から自主企画、そしてその発表による社会還元といったように知のサイクルが生まれるような学習提供を図っていききたいと考えています。

3点目、社会教育施設無料化の一環としての屋外プール中学生以下無料化完全実施でございますが、これは既に戸定歴史館、博物館等におきまして今年度から中学生以下無料ということを実施しておりますが、プールにつきましては試行的に行って安全を図りたいということで、昨年は海の日までを無料としておりました。試行の結果、施設提供の課題への対応も可能であるというふうに判断されましたので、24年度につきましては期間を限定せず、夏休みの期間におきましても屋外プールを無料で開放するという形にいたしました。

次に、重点の3でございます。豊かな文化芸術の振興になります。

1点目、「観る・創る・学ぶ・集う」をコンセプトとした森のホール21での各種鑑賞事業の実施。24年度につきましてもクラシック、ポピュラーなど、また子ども向けなど多彩な舞

台技術の提供をしていきたいというふうに考えております。

2点目、博物館企画展「東日本の古墳と渡来文化」の開催でございますが、これは古墳時代に大陸や朝鮮半島から先進的な技術が渡ってきた、そういった証拠の出土品などもございますので、展示をいたしまして、当時の社会の人々の動きとか渡来人の果たした役割といったもの、特に松戸の地域において見えることについて検証していきたいという企画展でございます。

それから、3点目、戸定歴史館企画展「徳川昭武が果たした国際交流への貢献」の開催。ご存じのとおり徳川昭武公につきましては、幕末に徳川慶喜公の名代としてパリの万国博覧会に行っております。その後、明治維新後にも再度留学をしております、各地を回っております。国際交流の先駆けとしての昭武公の果たした役割について、戸定歴史館にある関係資料を一堂に展覧をいたしまして振り返りたいということです。

それから、4番目、子どもが文化芸術に触れる機会の提供。これは毎年やっておりますけれども、児童生徒を招待いたしまして良質な音楽等に触れてもらうということをまた行います。

その他各種イベントの充実。戸定邸における菊花祭、藤祭り等をはじめ引き続き各種のイベントを充実して図っていきたいという内容でございます。

重点の4、市民スポーツ活動の振興。

1点目、新松戸地区に市内3番目の総合型地域スポーツクラブの設立。今年度は矢切スポーツ広場が立ち上がりましたが、新松戸におきましても、もう既に現在、設立の準備に入っております。24年中に設立をしたいというふうに考えております。

最後2点目ですが、スポーツ振興基金の設立。これは、さきに教育委員会会議でご審議いただきましたけれども、この基金を設立することによりまして、スポーツ活動の一層の振興を図りたいということでございます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。

議案第12号につきましては、ただいま2つの視点からご説明いただきました。

質疑及び討論に入りますが、その前に、ただいまご報告いただいた点について教育長から何かありましたら、お願いします。

**教育長** 今報告させていただいたものにつきましては、過日ご指導いただいた形で文に起こしてあります。前後して申しわけないんですが、とりあえずきょう議会等でこれで発表させてい

いただきました。多少漢語が多かったことを反省しています。

**委員長** 皆さん、そういう感じをお持ちになったと思います。

先ほどの説明でもローマ字、アルファベットによる用語が出てきています。Q-UだとかQCだとか、そういう言葉も出てきます。言葉の使い方でも何かご質問等がありましたら、それらも含めて質疑及び討論にしたいと思います。

**山田委員** ちょっと資料をせっかくきょう差しかえでつけていただいた議案12号の2ページの総合計画と、それから教育施策基本方針と、それから今回の重点項目ということのこの関連の中で今回の重点項目がありますというご説明かと思います。ちょっと記憶が定かでないの、この2ページに載っている基本方針というのはどういう位置づけであったのか、ちょっと教えていただけるとありがたいんですが、要はこの方針1から5までと、それから今回の重点。重点は重点ですから、それ以外にももちろんやることあるわけで、それとの関連をちょっと確認したいんです。2ページ。

**企画管理室参事補** 2ページにつきましては、市の総合実施計画から基づいたもので、今ここにありますように後期基本計画の中の第4次、2013年までの第4次実施計画の中から、市の全体計画の中から位置づけられてきた基本方針でございます。主に、これもっと詳しい方がいるから、後で補足していただきたいと思いますが、予算的な部分だとか目標数も定めた中で、3年間、2011年から2013年の中での教育分野の方針という形で1、2、3、4、5、6という形に出ています。

それに対応して、今回の24年度につきましては、今年度の学校教育の予算的な部分もありますし、そうでないものもございます。より具体的なものを示してあると考えていただければと思っております。

**山田委員** 読み合わせてみまして、重点、学校教育で言えば6つあり、あるいは社会教育であれば4つあるというものが、すべてこの基本方針の中からどこかで読み取れるだろうなと思って見ておりました。

それは当然その中にあるんですが、ちょっと本論ではないと思うんですが、この2ページに載っていて、この重点の中では特に触れていないことについて少しちょっとお聞きしたいんですけども、図書館の関係というのは以前ちょっと議案でも出てきたかと思うんですけども、2ページでいいますと、方針3の中の(2)に図書館に関して述べてある。これは教育委員会のほうとすると、この特に大きくは重点項目に載っていないという中で、どういった位置づけで 　　というのをちょっと教えてください。

**社会教育課長** 図書館の方針といたしましては、継続的に、適正な資料の収集とか保存を行うということ、特に本年度につきまして、今現在進めているところですが、昨年実施したアンケート調査がかなりの数集まりましたので、その結果を参考にして、これからのあり方を見出していくという、その過程にあるということですので、特にまだここには掲載はしておりません。

**山田委員** あとこの今の視点でいって、方針2の中の(2)に道徳教育のお話と、それから方針5で人権の教育のお話あるんですけども、これについても、その重点というわけではないけれども、進捗といいますか、どのように続けられているかだけ、ちょっともしわかりましたら。

**企画管理室参事補** 道徳教育、それから人権教育におきましても、非常に重要な柱の一つと位置づけております。年度年度の施策の中で、今年は特に道徳教育を重視していきますよという必要性はないだろうと考えます。改めて言うまでもなく、必ずすべての教科領域の中でやらなければいけない部分でございますので、大きな市の実施計画の中には当然位置づけられております。

**山田委員** わかりました。すみません、ちょっとここで最後の質問なんですけれども、この学校教育と社会教育の中で新規というような位置づけのものがあるかどうかというようなことでいうと、私が拝見した限り、社会教育の中の新松戸地区のスポーツクラブというそれがあるのかな。去年と違うのは、例えば言語教育、言語活用科の推進にしても、進捗をしてくているのか、あるいは耐震改修とか、ICTの活用についてもそれ以外に何かそういうことがあるのかという。

**企画管理室参事補** ご案内のとおり、この6つの重点、学校教育につきましても社会教育も同じ重点ですから、領域的には目指す方向は大体3年間ぐらいは同じ方向に向いていかなければいけないと考えます。

ただ、中身のところでは、2年かけて3年かけてここまで来たから、2段ロケットじゃないんですけども、そういう形での切りかえ、例えば例を挙げますと英語ですと、3つの教材ができましたので、次はもっと活用に向かいますよとか、あるいは小中の言語英語につきましても、小でやっていたことを今度は中と結びつけてやっていきますよという多少の部分の変わり目はありますが、目指す方向としては、今大きな領域のところの課題を目指しております。

もちろん、ほかの安全・安心の部分につきましても、例えば体育館が終わったから次にい

きます、ただ目指す方向としては学校全体の安心・安全づくりを目指していきますよという、そういう形のしぼり込みになっております。

**社会教育課長** 社会教育のほうでございますが、毎年いろいろな積み重ねの中で出てきたことでありますけれども、24年度につきましては重点1の中で先ほど申しあげました予算の裏づけがとれるという部分で、社会教育指導員が1名増員になるということ、これはかなり戦力的に変わってくるという部分でございます。

それから、重点2の中でアナログ・デジタルと書いてありますが、特にデジタル情報ネットワークの整備、これについてはこれまであった情報機器の更新の時期に当たりますので、それを機に、より学習情報提供に生かせるようなものにしようということで、このことについては、新しい取り組みに入るかと思えます。あとは市民スポーツのほうでのスポーツ振興基金の設立といったことになろうかと思えます。

以上です。

**山田委員** ちょっと別の視点でもう一つだけ、最後。これ市長の施政方針と一緒に配っていただいている、ちょっと分野がここじゃないと思うんですけども、放課後キッズルームと放課後児童クラブについての支援を充実させるという言葉があったんですが、これは小学校を使ってなさったり、あるいは敷地を活用して放課後クラブで使うとか、この辺、教育委員会との関係する部分は、どっちの分野になるかちょっとわからないんですけども。

**企画管理室参事補** 放課後児童クラブと放課後キッズルームの計画だと思いますけれども、放課後児童クラブのほうは厚生労働省系で、すべての小学校に設置がされております。これはどちらかという跟前々から健康福祉本部のほうで進められた、学童クラブのことです。

それから、放課後キッズルームは、これは松戸市の場合は今、福祉部門のほうが中心に行っていますが、比較的社会的教育などでやっているところが多いんです。これは子どもが放課後の居場所づくり、指導者のもとで学校の場所を利用する方法でございます。現在、松戸市においては4つの学校で展開して、次年度さらに3つ加わる予定ですが、これにつきましては福祉部門が主担当で予算的なものを持っておりますが、ノウハウ的な部分やプログラムの内容、あるいはどのように展開をしていくかにつきましては教育委員会と一緒に、または学校と一緒に相談をしながら進めております。

具体的には図書館などの場所を使って、そこに子どもたちがさよならすると集まってきて、宿題などを教えてもらえます。あるいは学校によっては算数の勉強や読み聞かせなど、様々

な学習プログラムを提供しております。学校の実情に応じて、スポーツだけに特化して行っているところもあります。

**山田委員** そうすると、教員がかかわることもあるんですか。

**企画管理室参事補** 直接の運営は別の法人が行います。その前のプログラムの検討段階においては、どうしても自分の学校の子どもたちがかかわりますので、学校の職員と相談をしたり、教育委員会と相談したりします。直接運営的なものに学校の職員が入ってくるということは基本的にはありません。

**山田委員** わかりました。ありがとうございます。

**公民館長** 社会教育としての補足としまして、先ほど述べましたように家庭教育の延長の中で講座だとか、一緒に公演をやったりとかということを実践的にはもう行い始めております。社会教育指導員がふえることによって、そういう部分の連携を先々していきたい。今年度はその第一歩として考えているということでございます。

**瀧田委員** 実は先日記っていただいた資料とともに総合計画の中の第4次実施計画の基本方針を併用してご説明していただいた中で、私は自主学习という言葉とか健康とか道德教育とか、人権学習等の言葉は抜かしていただきたくなかった言葉なんですけど、今回施策方針の中にはそういう言葉は全部抜かれていたような気がします。

やっぱり何かの形で健康というのは第一に言っていかななくてはならないことでもありますし、それから道德という言葉が正しいか、人権という言葉が正しいか社会生活の中での精神的なものを大事にさせていただいた上で、実力をつけて能率的に、しかも安全・安心に教育がされるということが前提だと思いますので、その辺をご説明いただくときには考慮していただきたいをお願いします。

それから、私はこの難しい教育施策方針を拝見させていただいて、内容は難しいと思わなかったんですが、言葉が難解で、何遍か辞書を引かせていただきました。ある人にとっては常識かも知れませんが、私は辞書を引いて、そして正確な意味をひもときながら読んでんですが、できればわかりやすいというか、普通の言葉で内容が人を感動させ、理解させるものであってほしいと思います。

**教育長** 瀧田先生のおっしゃるとおりだと思うんですが、あれもこれもとなると抽象的になりがちになることを恐れています。一遍に人権とか道德といった具合に抽象度が高いと現実の教育活動を動かすことができにくいと思っています。

**瀧田委員** 難しいと思いますよ。

**教育長** 切りは、重点として施策方針を設定しているつもりです。総合計画などと違ってそれをどう料理する、どういうふうにあんばいしていくかというときには、どうしても特化していく視点を明確にしていく必要があると思っています。

難しい漢字は、ある一定の時間に説明するわけですので、文章上、逆に詰めていくためには多少漢語を使わざるを得ないだろうというふうに思っています。その辺は非常に難しい部分があることはお含みおきいただきたいと思います。

**瀧田委員** 確かに今、教育長のおっしゃったのは、もっともだと思います。やはり私も、言葉を明確にしたかったために辞書を引いたわけです。大体はわかりますよね、字を見れば大体は。でも、明確にしたいために辞書を引いたということがあるんですけども、そこまで言葉を選ばなくても表現はあるかなというように思ったものもあったんです。それは格調高い文章というのを一つ掲げるというのも一つのスタイルではあるとは私は評価するところですけども、それが悪いと言っているわけではないんですが、ある一部分には難解で理解しにくいので、そのところは適当にしてしまう人もいるんじゃないかということの懸念です。

それから、人権というのは、長年取り組んでいますが、やればやるほど難しいのであって、ただ言葉で言えばそれで済むということではありませんが、言葉すらもなくなってしまうと考える糸口さえなくなると思います。そんなに簡単なものじゃないのはわかりますのですが。

**教育長** たとえば「人権」にかかわって「いじめ」について考えますと、一般には一人ひとりの心の問題として捉えがちです。Q U調査というものがありますが、これは「いじめが発生しやすい学級の状態」を掴むためのものです。

このように、「いじめ」を善悪とか、心のありように換言するだけにとどまるのではなく、学級の構造を踏まえて指導することに特徴があります。

「集団が個を規定する」という発想は、今まで少なかったと思っています。こうした学級集団を踏まえた指導を積み上げながら、最終的には「人権教育」に結びつける道筋を実践的につけていく必要があると考えています。

このような考え方のほか、当然、別の考え方もあります。

人間の決意や主体性が物事を決めていく、という考え方です。もちろん、先ほど申し上げたように構造・枠組みに重きを置く考え方もあります。私ども事務局は、どちらかと言いますと、後者に近い考え方をしています。また、学校にもこうした捉え方の意義に留意してもらおうようにしています。

まだ、ポピュラーではないところもありますので、繰り返し説明し、新しい視点を提供し

ようとしているところです。

生徒指導的には大きな転換だと思っています。

また、学力においても同様のことが云えます。つい教科だけの学力を考えがちですが、本来の学力というのはそうじゃないんです。もっとほかのことも当然含むんです。これらをひとつひとつ定義していくとかなり難しい文章になってきます。そこまでやりますと施策としてはすぐわなくなってくると思います。このへんのバランスをどうとっていくか、そのぎりぎりのところをかいぐって、最終的にはこういうものをつくった、そういう認識です。

冒頭で、ロウソクで風呂を沸かす例がありますけれども、こういう例を出すのが適切かどうか非常に難しいところがあります。ここで書いてあるP D C Aのサイクルの問題も、普通はPが大きくクローズアップするんですが、我々はA、アクションを引き出すためにPがあるという経営管理論に立っています。

**瀧田委員** でも、本当に私どもはただこれをいただいて、ただ読むだけですから、やはり教育長のそういう長い教育理論から出たお話を伺わないと、伺っていくチャンスというのは議会はいただかないと本当のところはわからないと思います。

**委員長** そういう意味では、これは議会でこういう説明されているわけですね。

**教育長** そうです。

**瀧田委員** 質問があったときはなさいますか。

**教育長** 表現の稚拙はともかく、同じことを繰り返し違う言い方をしているだけなんです。

**瀧田委員** 難解で、わかりました。

**教育長** 人の欲望という概念ひとつとっても、自分に欲望の出発がある訳ではなく、人が欲望するものを欲望するという、隠れた前提でロジックを組み立てているので、わかりにくいと言えばそのとおりかもしれません。

**委員長** いや、とてもよくわかりますよ。

**川村委員** 私はこの教育施策を読みながら、学校経営をしていく上でも1年じゃなかなか達成出来ない。1年次、2年次、3年次計画とか5年次計画の中で達成していくわけですが、今度の施策は「できるからやる」「やるからできる」という意味では、学習のそういうサイクルは進んできているなと感じております。

世代交代で、年配の方々がやめていかれますので、若い人たちがたくさん入ってきています。そういう人たちがこれからの教育を担っていくわけですので、そういう視点から見いきますと松戸市の教育の中心課題は言語活用科ですが、その教材の研究開発に若手の教員を

入れて研究に取り組んでこられているということは画期的なことではないかと思っています。これからも若手の教員を育てていって下さることを期待しています。

また、県や市が初任者指導をいろいろとやってくれていますが、それだけでは、不足の部分がうまれてきます。やはり最終的には日常の学校における実践だと思っています。

校長先生であれば、その新採についてどう受けとめて、その人をどう育てていったらよいのか。その部分のところが基本にないと若い教員はなかなか育っていかないのではないかと思います。

現場は生半可なものじゃない。私たちの若い頃は、先輩の授業を見に行ったり、良いところを盗みながら指導案を作ったり、また、学年会や教科部会などで先輩から厳しい指導をいただきながら鍛えられていったものです。是非、校内における日常の実践というものを大事にして欲しいと思っています。

今年は退職する職員が87名もいるということですが、再任用で新採の指導にあたる先生方もいると思いますが、力のある指導者が指導に当たって欲しいと思っています。

全体的には、松戸の教育施策は学校と市教委が連携しあいながらいい方向に進んでいることを実感しております。是非、みんなで頑張っていきたいものです。

**八田委員** 少し遅れて出席することになり申しわけありません。実はちょうど同じ時間帯にこの建物の前の松戸保健福祉センターで「思春期保健連絡会、生と性の健康教育部会」が開催され、我孫子市、流山市および当市の教育委員会の担当者、各市PTA連絡協議会役員、各市助産師会会長、各市の小中高養護教諭代表、医師会関係者が集まり、思春期の子どもが自分の健康は自分で守る力（生きる力）を身につけるため、保護者、医療、教育、保健など地域関係者が現況を共有し互いに連携し補いながら子どもたちを見守る、そのような目的の協議会でした。私は当市の医師会代表として参加し発言させていただきました。

思春期をとりまく健康課題について各方面から色々な事例が紹介されました。会の途中で抜けだしたので全ては分かりませんが、私は日赤看護大学のパンリー准教授の教育界への提言、バージニア大学ケルシュ博士が若年者の婦人科がんが世界的増加傾向にあり、その要因に思春期の「性」が関連しているという論文の一部を紹介してきました。ところで、このような「生」と「性」の問題を教育委員会会議の議題の中で話されたことは記憶にありません。ご承知のように、以前は、学校でも女子生徒などが養護の先生のところに行ってフランクにこの問題について、心配事などとして話していたようですが、2003年、この問題に対するバッシングがあって、それ以後今もって全国的にそれが無いようです。当日、流山と我孫

子の先生から松戸市でも教育委員会会議で話題になったことがないか等と質問されました。

私は思春期女性をも対象にした医療の現場に従事しておりますが、大変な世の中に生徒さんが置かれているという実感を持っています。この方々が教育の場でも少しは自由に話せるような環境整備が出来ないものでしょうかとかこのごろ考えるようになりました。現実問題と「たてまえ」との乖離が目立ってきているというのが実感です。すこし趣旨が違いますが生徒さんにするワクチンについてですが、根源的に、なぜワクチンが必要なのか、どんな根拠でそれを実施するのか、正しい説明がなされていないような気がします。

繰り返しになりますが、「生きること」と「性のこと」を松戸市らしい取り上げ方をし、教育の場で自由に発言し合える、そんな環境が必要な時期に来ているような感じがしました。今は全くバッシングされたままの状態にあります。

前述した協議会に出席した先生方のなかにも「若年妊娠届出数」「若年人口妊娠中絶数」「性感染症届出数」を示しながら教育の必要性を指摘していました。また、思春期のころと性については、「家庭では見えていない子どもの変化」に気付かない場合が多いとか、学校の現場でも家庭に帰ってからの生徒さんの動向に、ある面では一層の配慮が必要だとの発言がありました。

**川村委員** 各学校では、保健体育の授業で性教育については取り上げて学習しています。ただ、それがいろいろなところに波及していくところが今後の課題になっています。取り扱っていないということはないんです。やっているんです。だから、それをもっと反映させるといいかなと思っております。

**八田委員** 形式的なことじゃなくて、現実になんか起こっているのかということや学校教育のところに反映させてやりたいという気持ちも私もあるんです、データ持っていますから。そんなことで形式的なことではないほうがやっぱり実際の問題を語ってもらうということが必要だと私は思います。そんなことで少し20分ほどおりました。

**川村委員** さっき瀧田先生がおっしゃったように人権教育ね、やっぱり生き方の基本というところでは今のような問題とか、そういうのも含まれてやっっていかなければいけない基本だと思えます。

**瀧田委員** 人権イコール命、人として生きると意味づけています。余り従来のいろいろな制度とか同和問題とか、それから権利意識とか、そういうこととは全然違う認識になっています。

特に、児童・生徒、教育の場での人権はまさに命を大切にすることが基本です。

**山田委員** 今の八田先生がいらっしゃるからこういうお話になるので、私は非常に視点としては持たなくちゃならないと。ただ、多分難しいですね。その実態をどう共有して、例えばそれは教職員の方なのか、あるいは生徒の方なのか、教育のプログラムというかカリキュラムというか、どうしていくかということ、今はもう単なるレアケースじゃないことがたくさん多分あるということ、をみんなで共有して考えるのがいいだろうかということ、を具体化しようと思うと、私そこでとまってしまう。学校の現場というのはそういう意味で、いわゆる建前のことはできるけれども、もっと実態をと先生はおっしゃることはすごく大切なことだと思います。果たしてそれをどうやれるのかなというところが今ちょっと……。

**八田委員** 生徒と先生だけの話でなくて、保護者も組み入れるんですよ、この問題は。保護者を入れたところで話をしていけばいいんです。

**山田委員** それで、ちょっと別の点で、またちょっと少し細かいところに戻りますけれども、学校教育の分野のこれで今この教育施策方針が出されて、1番、2番、3番、4番と読んでいくと、今までのいろいろお聞きした中で大体なるほどなるほどというところがあります。ある中で、ちょっとやっぱり少し補足をさせていただきたいお願いがあるんですけれども、重点5のICTの活用でやっていくということに関しては大体書いてあって、例えばデジタル教材を使っていこうとか、それから事務の合理化、これは想像できるんですけれども、実感として先生方今なるほどこれでまだまだいけるという、あるいは発展していくという感覚に現場があるのかどうかというのが、往々にしてこういうのって予算をつけるけれども、なかなか活用がうまくいかないという例があるんじゃないかなというのをちょっと想像しながら、ICTの活用についての実感と展望についてちょっと補足いただければというのが1つ、あと学校教育の6番の市立高校最大の課題である学級定数の削減という、ちょっと私、認識が全然今までなかったものですから、その最大の課題というのが今どういう状態、これを本格的に研究していくというお話ですので、ちょっとその点をお願いしたい。

次、社会教育なんですけれども、ちょっとまとめていっちゃいます、こういう機会に。重点の1番の家庭教育学級と学校支援地域本部事業が重点であるというふうにおっしゃっています。これ以前もご質問したことあると思うんですけれども、家庭教育学級というのは恐らくみんなが参加しているものじゃないものだと認識しているものですから、割と一部の方で熱心な親御さんが参加しているという中で、ここを重点の1番の中に、2本の柱の中の1つにしている。それから、学校支援地域本部も試行錯誤までして行って、それが小金北と旭町中学校、今度牧野原でもやるということで、これがどういう実績というのかな、これもだか

ら現場としての見解がなされているのかなというところが、少しちょっと具体像がこの中で見えにくかったことでありますので、大変すみません、何度も申し上げますが、補足をいただければと思います。

**企画管理室参事補** じゃ、私のほうから順次。

まずICTの部分ですが、先ほど何割かの事務が軽減されたというのは、一部の教員からのアンケートです。すべての教員に関するアンケートを取りまとめてやる計画をしているところでございます。当然のことながら、すごく短くなったと感じるところもあるだろうし、余り変わらないと感じるところも当然出てくると思います。そういう部分の工夫の余地はまだあるのかなと思っております。

ICTの部分については、事務の部分については確かに、5日間かかったのが3日に減ったと思いますけれども、今度は3日になれてくると3日も長く感じてしまう部分もあろうかと思えます。当然その他の用務もありますので、トータルで考えていく必要があると思えます。

ただ、ほかの部分、セキュリティーの部分だとか、あるいはより教育の質のサービスの面では、かなりICTの可能性は高まったと考えてます。具体的には、成績の状況を多面的に分析することができるようになったことも、ICTの効果の部分かなと考えております。そういう部分に転嫁していける可能性があると考えているところでございます。

次に、市立高校でございますが、市内公立高校への進学者の約14%が市立高校に来ているんですね。大体3,500人から3,000人ぐらいの中学3年生がいますけれども、このところピークで、これから減っていく傾向がございまして。今、市立松戸高校の定数は8クラスで320人。そうすると、これだけずっと受け入れていくことができるのかなというような課題もございまして。実は教室の中でも40人定数だと、かなり狭い状況です。そういう教育環境的にも踏まえ、定数の減った部分を先ほどありましたけれども、違った展開、理系クラスを設置したり、コースを開いたりして、より教育の質を高めるほうにシフトしていきます。そういう意味では定数、単純に縮小して何か経費を節約していくとかいう意味合いではなくて、質を高める意味でシフトしていくために定数の研究を始めていくものでございます。

次に、学校支援地域本部事業ですが、これは国の事業として始まって、まだ4年ぐらいしかたっていません。松戸市においては小金北中学校区で伝統的に実施してまいりましたが、学校を支援する地域人材の活用というのが一つのテーマになっております。

なかなか学校のニーズに合った地域人材の活用がなかったり、むしろ学校の負担になった

りするような課題がございました。この事業は、補助金が出て、学校と地域をコーディネートしてくれる人がいるということが今までと違うパターンです。これまで小金北中学校区、旭町中学校区で、それぞれ違った形で行ってきました。

旭町中学校区については環境整備のボランティアの活用を行いました。

牧野原中学校区ではテーマを絞って、地域にも協力的な人がいると聞きますので、学力だとか、あるいは安全とか、そういうテーマにして、研究をしていく計画です。これがうまくいけば、ほかにも波及させていくこともできます。これからの団塊世代もおりますし、地域人材を上手く学校教育に活用できるような仕組みを模索していきたいと考えているところでございます。

**公民館長** 続きまして、家庭教育の関係です。

家庭教育学級は、家庭教育の振興として昭和39年から国が市町村に対して家庭教育学級に対する経費の一部を補助するなどの奨励支援から始まりました。当時は家庭教育学級と家庭教育との混在があったようでございます。先ほど委員さんがおっしゃられたように、現在の小学校の家庭教育学級では、参加率が非常に少なく、大体10%程度の横ばい状態にあります。このところ、力を入れて参加率を上げようとしてきたのですが、なかなか思ったようにはいかない状態です。

今回、新たに社会教育指導員を増員することによって、先ほど櫻井課長から申し上げたように、公民館運営審議会において3点の基本的な家庭教育学級も含めた家庭教育に対する取り組みが出されています。

1つ目としまして、家庭教育学級の改善に向けた対応策、それから優先的に実施する必要がある対応策、それから今後の家庭教育学級と家庭教育支援事業のあり方という3つの提言を大きな意味でいただきました。その中で地域と連携した家庭教育、要するに家庭教育というのはそもそも子どもに対する教育ではなくて、保護者だとか地域の方々に対する教育になりますので、そういう部分について出前的に講座を行ったり、保護者への講座をやったりと、地域に向けた講座の展開を考えていこうという意味でございます。

**山田委員** ごめんなさい。もう1回。家庭教育の定義をもう1回おっしゃってください。

**公民館長** 家庭教育学級は昭和39年に国が市町村に対して行った補助金制度だったんですね。

教育基本法でも家庭教育が学校教育の分野に属するのか、社会教育の分野に属するのかという部分が余り明確になってこなかったと思います。その中で平成15年に文部科学省から「公民館の設置及び運営に関する基準」という告示がありました。この中で公民館の機能として、

家庭教育と地域の連携や講座等の支援拠点としての提示がされました。公民館が家庭教育の領域まで多少踏み込んで事業を行っているということです。

**山田委員** 定義は、家庭教育という4文字の定義は何ですか。家庭教育とは、さっき家で子供を教育することじゃなくて、地域とか親に対して教育することだと、おっしゃったように聞こえたんで、家庭教育はプライベートな空間で営まれるものだというお言葉があるので、家庭教育は何を指しておっしゃっているかをちょっと。

**公民館長** 家庭教育の法的な根拠を今持ち合わせていないんですけれども、保護者に向けて子どもに対する、こう子育てしたらどうですかとか、悩みがあればこういう解決があるんですとかの、講演なり講座を繰り返して、子どもに対するしつけという形でとらえております。

**山田委員** 子どもに対するものが家庭教育ですか。私、以前もこだわったことがあったんですけれども、これを見ると子どもに対してのように読めるので、それでいいのかなと。

**社会教育課長** 家庭における子どもへの教育。それをするのは親ですから、親がそのことについて理解がないと当然できないわけですので、私たちが講座で行うのは親に対する家庭教育の支援です。

**山田委員** 家庭教育の支援ですね。親に対してやるのが家庭教育ではないですよ。

**社会教育課長** そうですね、親が家庭教育をしていくための学習支援です。

**川村委員** 家庭教育の支援ですね。

**山田委員** 先ほど八田先生おっしゃったようなことも含めて、このコミュニケーションとか、どうかかわるかということに向こうが、学校教育の現場でとてもそこまでフォローしてやるというのはできないことだと思うので、物すごく大事なんだけど、ただプライバシーとか、あるいは信条、生き方の問題にかかわるので、物すごく難しいと思いますね。

私はある意味、先ほど主体性がないものとして前提に、これは学校教育もすべてに対する考え方のベースとして背景にあるよというお話があったんですけれども、何か押しつけちゃいけないというのが過去の経験から私たち学んできて、今そういう教育だと思うんですけれども、やっぱりある一定の刺激を与えることによって、それに対する反作用も含めて自分の意思とか主体性って出てくるものもあると思うんですよ。ですから、難しいんだけど、家庭教育というものも、もう本当に個人の自由ですというところから、どういうふうにかして何かプライバシーを尊重した上で、何か社会としての一定の規範についてのメッセージを、行政が出すものかどうなのかわからないんですが、あるべきなんだろうなというふうには思うんです。自信ある親とはとても思えない状況が周りにたくさんありますので、そこら辺のと

ころは難しいんですけども、ぜひここは社会教育の分野で今、位置づけられているところでありますが、どういう投げかけで、どういうチャンネルをやるのがいいかわからないんだけど、難しいなと思いつつ、今ご質問に答えていただいております。

**委員長** 教育基本法の中に家庭教育の定義があったと思います。

教育論というのは、これが正しくて、これが間違いというのはないですから、いろいろ議論して、それでこうやってもいいんじゃないか、こうやってもいいんじゃないかということで進んでいくんだと思います。そういう意味では教育長が書かれたものを読んで、非常にわかりやすかったと思いますし、うまくまとめているなという印象でした。

まさに最初にあるように、ロウソクで風呂を沸かすようなものだというのはその通りで、教育にはとても時間がかかるんですね。

ところで、市長の施政方針26ページの最後のまとめに、市長らしい、いいまとめをしている表現があります。市長は、人こそ松戸の財産である、最大の財産であると考えています。これが前提です。そのために何をするかというと、6ページにあるように、子育て、教育文化を軸とした都市ブランドをつくりたいと言っているんですね。これがスタートです。人が財産だということからは人づくりが大事なんですね。人づくりをどうするかというと、子育てから始めましょうと。それを松戸のブランドにしていきたい。そのためにいろいろある。その中には家庭教育もあり、社会と連携してやることもあり、学校教育ももちろんそれらの中心にある。いろんなことをやっていきたいんだけど、市民の皆さんそれぞれ協力してやってほしいということでしょうね。

そこには、医師会からの協力も必要だと思います。八田委員がおられますから、そういう意味ではお医者さんの視点からも学校教育に発言をどんどんしていただき、それで最終的に子育て・教育・文化を軸とした都市ブランドができ上がっていくんだろうなという気がしました。

今までやってきたことも踏まえて、ことしは10項目の教育施策に重点を置いてやっていきたい、ということだと思います。

今回載っていない重要項目も当然あると思います。これは重点項目として言っているわけで、やろうとすればみんな入ってきて、これは大仕事なんだと思います。決して人権教育や、あるいは先ほどあった図書館の学習機能の充実を忘れてはいけないわけじゃない。この施策の中で、それぞれ関係する範囲では、恐らくそれにも及んだ作業をやりながらやっていくしかないんだと思いますね。

**川村委員** 先ほどの性教育のことについて、八田先生のところの娘さんが栗ヶ沢中で性教育の講演会をやっていますよね。ああいうのをもっとアピールしながらやっていくというのも一つの方法ではないかなというふうに思っています。

それから、2つ目なんですけれども、この施策の4ページのところで、真ん中辺ですけれども、市内の小中学校64校ありますが、ことしは12校で来年は22校加わって34校になっていくと書かれていますけれども、成果がすぐ出るというわけじゃないけれども、こういうプロセスで今ここまで来ているというのがわかるように。もちろんホームページで知らせて見てもらうのもいいけれども、何らかの形でわからせていくというのも必要じゃないかなって思っています。せっかくいいことをやってきているんだから、それを知らせていくということがやる気を先生方に起こすのではないだろうか。よろしくお願ひしたいと思います。

**委員長** そうですね、子どもたちの教育あるいは学校教育を大事にしたいと思ったら、まず最初に学校教師を大事にすることです。そうすると、それが全部子どもたちに反映されます。それが言いたいことだと思いますね。いろいろご意見あると思いますが、いかがでしょうか。この教育施策方針の内容については、こういうことで来年度の答申にしたいということです。よろしいでしょうか。

(「よろしいです」の声あり)

**委員長** それでは、議案第12号につきましては、これで質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**委員長** 議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

ところで、約1時間この点について議論しました。1時間近くいろいろなご意見が出ましたので、それらの意見を踏まえて、現場ではそれを生かしていただきたいということを教育長にお願いしておきます。

**学務課長** すみません、先ほどのご質問の件についてよろしいでしょうか。

**委員長** 人数、数字の件。はい。

**学務課長** 失礼いたします。遅くなって申しわけございませんでした。

まず、白樺高原荘の利用者数につきまして、昭和53年から平成11年までは中学校で活用し、平成12年から23年まで小学校が活用するというので、多い年で7,000人を上回る年がござ

いました。少ない年で4,000人台に落ちておりました。延べでおおよそ17万8,000人という形で出てございました。

続きまして、教員の退職についてご報告させていただきます。

先ほど87なんていう数字を言ってしまいましたけれども、訂正をさせていただきます。平成22年度末、昨年度末は定年78、その他で42、120名退職です。今年度末、59が定年、その他が36で95です。先ほどの87というのは、実は25年以上の永年勤務者の数が87でしたので、全体では95ということです。ちなみに来年度の定年退職者は63を数えております。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

それを参考になさってください。

---

#### ◎議案第13号

**委員長** さて、ここで教育長からお手元に配付のとおり議案第13号が提出されました。そこで、これを本日の日程に追加変更の上、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、議案第13号を日程に追加、変更の上、直ちに議題とすることに決定いたします。

議案第13号を議題といたしますが、本件は人事案件ですので秘密会としたいと思いますがいかがでしょうか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

**委員長** ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

お残りいただきますのは生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議監、企画管理室長、企画管理室専門監、以上でございます。その他の方はご退席願います。

---

(以後、秘密会)

---

**委員長** 議案第13号は、原案どおり承認いたしましたことをご報告いたします。

本日の議題は以上です。

---

◎その他

**委員長** その他に移ります。

事務局から放射能対策及びインフルエンザの状況についてのご報告があります。お願いします。

**保健体育課長** それでは、前回2月9日の教育委員会議以降の放射線量関係の取り組みを報告させていただきます。

大きくは1点です。

第2回目の校内放射線量マップを2月14日に一斉に公表いたしました。前回同様に、ただ数字だけを載せるのではなく、新しく低減策を講じて数値が下がった状況や低減策を講じたけれども、大きく数値は下がらないために市教委と連携して業者にお願いするという具体的な対策を記したものです。そんな形式で前回同様、第2回目をアップしております。

また、コラボノートで各学校での工夫した取り組みを発信しております。この情報の共有はずっと継続していますが、それを参考にして各学校で低減策を講じている動きがさらに広がって見えてきました。アイデアの開発とアイデアの共有ということで、第2ステージのイメージ図にもありました改善のサイクルが徐々に浸透してきたなと思っております。

具体例としては、塩化カルシウムをまいて飛散防止に努めた学校を参考にして、他の学校でも塩化カルシウムをまいてみたとか、砂場の外枠に沿って溝を掘って、砂場に直接雨水が入らないように工夫したなどの情報を参考にしながら取り組んでいるような状況です。

次に、インフルエンザの状況です。

2月9日にも申しましたが、11月28日、昨年度の最初の報告を受けて、実は前回の2月9日の週がピークでした。前回も述べましたが、1月20日から1月27日の週が39学級から89学級とプラス50学級増えました。また、1月27日から2月3日の一週間では141学級とプラス52学級に増えました。これまでは前回の報告と同じです。そして前回の教育委員会議があっ

た週の2月3日から2月10日の1週間で、141学級から203学級に累計で増えまして、プラス62学級増となりました。この週をピークに、2月10日から2月17日までが240学級、プラス37学級増えましたが、前回のプラス60に比べると、だんだん数が減ってきました。そして、今日の段階の報告では273学級、プラス33学級という状況です。先週がプラス37学級でしたので、大体同じくらいの数値であろうと思っています。

確かに、一時のピーク時から減少傾向にありますが、まだ安心できる状況ではないと思います。引き続き各対策、うがい、手洗いの励行はもちろん、予防のエチケットマスク、そして、人込みを避けるということで集会のあり方等を工夫して拡大防止に努めたいと思います。

私のほうからは以上です。……（テープ交換）……

**委員長** ありがとうございます。何かご質問はありませんか。よろしゅうございますか。

**給食担当室長** ミキシング検査を2月1日から始めまして、2月14日までの2週間で84検体の1回目の検査を実施しました。小学校44校分の44検体と、中学校20校分で、中学校に關しましてはA Bメニューがございますので40検体ということで、合計84検体になります。その検査を実施しましたところ、セシウム134、137ともに不検出ということでございました。

2月28日の検査をもちまして各校2回目の検査が終了する予定でございます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。

委員の皆さん、他に何かございませんか。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局お願いします。

**企画管理室長** 平成24年4月定例会でございますが、平成24年4月12日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

**委員長** 次回の教育委員会会議は4月になりますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

**委員長** それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は平成24年4月12日木曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

**委員長** 以上をもちまして、平成24年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時25分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員